

## 書評

### 波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』 (日本経済評論社、2000年)

寺 岡 寛

#### 1. 本書の構成

平成不況のもたらしたものの一つは「公」を代表する政府という存在とその機能への不信であったといつてよい。これは官僚の相次ぐ不祥事ということばかりでなく、さまざまな問題への政府の解決能力そのものへの不信と言い換えてもよい。しかしながら、わたしたちの脳裏のある部分において、むかしにおいてはそうでなかったのではないかという思いも存在している。

必然、政府の問題解決能力あるいは問題への対応力において、従来の官僚組織は評価されるべきであり、そのどこが変質したのかという問題が提起されて当然である。本書はこうした問題への一つの手がかりだけでなく、その材料を提供している。本書の構成はつぎのようになっている。

- 第1章 大蔵官僚と税制改革 (迎由理男)
- 第2章 農業・農業団体政策と農林官僚 (堀越芳昭)
- 第3章 商工省と商工官僚の形成 (根岸秀行)
- 第4章 鉄道政策と鉄道官僚 (高橋泰隆)
- 第5章 内務省社会局官僚と社会事業行政 (大日方純夫)
- 第6章 国際金融官僚の人事と政策 (木村壽彦)
- 第7章 朝鮮総督府経済官僚の人事と政策 (木村健二)
- 第8章 植民地台湾の官僚人事と経済官僚 (波形昭一)

こうした内容からもわかるように、本書は戦前期日本の官僚制度と政策形成過程をその人的資源という面から分析している。官僚組織が取り上げられた理由については、波形はまえがきでつぎのように述べている。

「明治期～大正期・昭和期における金融立法ないし金融制度政策の共同研究を通して強く感じたことは、前述したように、官僚の役割の著大さであった。内閣・官僚・政党・財界・中小商工業界・労働界・学界・教育界・ジャーナリズム・社会団体などの各勢力が、時代の推移によって影響力・圧力の強弱はあれ、それぞれなんらかの形で後発資本主義国日本の諸政策に影響を及ぼしたが、これらのなかで政策の全生涯（構想→立案→審議・立法、さらにその実施と結

果)にかかわったのは唯一官僚だけである。したがって、少なくとも戦前の日本経済を語るとき、官僚分析を欠くということは『画竜点を欠く』といわざるをえないのである。

以下では、本書の内容を簡潔に紹介するとともに、政策研究、とりわけ、官僚の役割に関する今後の研究課題を探りたい。

## 2. 大蔵省の特徴と政策形成

迎は従来のわが国官僚研究は内務官僚を中心としたもので、「大蔵官僚と政党との関係についてはあまり検討されてこなかった」ととらえる。大蔵省が重要な分析対象となりうるのは、その予算編成権という「他の支配勢力に対しても優越的」かつ「対外政策をも含め経済政策全般に関わり、それを調整し、総括する地位に立ち得た」からととらえられる。

大蔵省の機構についてみれば、大正5[1916]年に銀行局が官房銀行課から独立し、内局は四局体制となっていく。この背景には「明治末期から大正初期にかけて、銀行の破綻が相次いだのに加えて、中小商工業問題の発生とともに下級金融機関の法的整備がさまざまな問題を引き起こしていた」ことに呼応せざるを得ない事情があった。もう一つの機構変遷は昭和2[1927]年に「第一次大戦による経済情勢の激変に対応し、財政金融政策を調査立案するために」臨時調査局が設置されたことであった。また、大正末には他の省と同様に大蔵省にも政務次官と参与官が設けられている。人員配置では税務建徳局(税務署)、税関などの現業部門に人が多く、概して政策部局については「コンパクトなスタッフ」であったとされる。

大蔵官僚の特徴については、明治維新後のいわゆる藩閥官僚から東京大学卒の「専門官僚」に切り替わっていく時期である大正期には、内務省と並んで大蔵省官僚のエリート意識が確立されたともいえる。政治的派閥という観点からは、「内務省系の政友会系と憲政会=民政党系といったような派閥は大蔵省にはなかった」ものの、それでも黒田英雄、三土忠造などが政治閥を作ったともいわれる。政治とのつながりという点では、大蔵省出身の政治家の所属政党は民政党系が多くなっていた。とはいえ、政治との密着度において大蔵省は内務省に比較して、迎はきわめ政治的関与において禁欲的であったと結論づけている。大正期には、これは大蔵省だけの特徴であるかどうかは別として、「大臣の在職期間に比べて官僚の同じポストに対する在職期間がかなり長くなっている……次官はほぼ内閣ごとに後退する慣習がこの時期既に来上がっていた」と指摘される。入省後の人材育成に関しては、「一般の日本の官僚はゼネラリストが優位に立ち、職場能力が重視されやすいといわれるが、大蔵官僚の場合、長期の同一部局内での職務を通じて、高い職務能力を取得していた」とされる。

政党内閣確立期での大蔵官僚の役割については、大正9[1920]年の税制改革をケースとして検討される。特別委員会が設けられ、その改革案は大蔵官僚によって構図が描かれた。「要するに、

臨時財政経済調査会では事前に官僚によって政策課題が決められ、官僚によって原案が作成されたのである。審議では官僚OBが審議をリードし、大蔵官僚は黒子役に徹しながら、自己の意思を国家意思に変えていったといえよう」と評価される。この改革案の骨子の背景には、大正期のわが国経済の発展のなかで「増大する法人所得や利子配当所得に対しては軽課され、中小地主、農民あるいは中小商工業者には硬直的な収益税が重課されている」現状への見直しとして、税制度の改革は所得税を核とすべきとされた。大蔵省がこうした問題に積極的に関与したのは、税制破綻への危機意識があったことはいまでもない。もちろん、当時は政党政治の展開のなかで、調査会や審議会方式による利害調整がおこなわれたが、専門性を通じての骨子作成において大蔵官僚が大きな役割を果たして行く構図があった。迎はつぎのように結論づける。

「1920年代を通して、税制改革は現象的に政治主導でなされたとしても、政策の選択肢を提供し、歳入確保と資本蓄積政策を前提にしながらその枠内で政党内閣の方針を法制化した、という意味では大蔵省（大蔵官僚）は立案の主導権を握っていたのである」。

もちろん、昭和恐慌以降の経済危機の下で、大蔵官僚もまた政党政治に批判的な右翼的結社に加入する者がいるなど、そこには時代の変化があった。とはいえ、こうした構図は戦後の財政改革、税制改革の都度ごとに繰り返される大蔵省と政治家との構図の原型はまさに戦前のこのような時期に端を発することは改めて注目される。

### 3. 産業政策と経済官僚

わが国の経済官僚の変遷を振り返ると、農商務省から農林省と商工省との分離、農商省という歴史的経緯がある。農業政策（農政）の所管では、農林省の独立後、蚕糸局の独立、米穀局の独立、経済更生部の設置、馬政局の設置というように拡充し、戦時体制下で一官房・六局・一部・二外局体制となる。

一連のさまざまな農政をみると、その中心の一つは農業団体政策であった。ここで代表的な農業団体は、わが国の場合、農会と産業組合であった。農会の性質は農政団体であると同時に農政の代行機関でもあった。強制加入、強制会費徴収、非経済事業であった農会に比して、産業組合は任意加入、議決権の平等性、出資配当制限、経済事業というように協同組合であった。この産業組合に関しては、本省から各府県に1人、東京府や長野県には2～3人が配置されていた。他方、地方庁においては300～500人程度の産業組合への指導監督者が置かれていたといわれる。

堀越はこの産業組合政策から農林官僚の特質をつぎのように整理する。①本省から地方庁にいたるまでのピラミッド型構造、②「基本的には高等試験に左右されながら、その枠内で職位の上下移動が頻繁に行われている。高級官僚における産業組合事務官からの農林事務官への昇任、専任属官からの産業組合事務官あるいは産業組合主任官への昇任、地方の産業組合主任官からの本

省産業組合事務官への昇任、同じく地方産業組合主任官からの本省への技師への昇任のように上向移動が頻繁である。しかし二階級特進といった大きな上向移動はみられない」、③地方末端の地方官と本省関係者が小作調停などにおける「連結環」の役割を果たしていた。

こうした背景について、堀越はつぎのように結論づける。この指摘は単に農政だけでなく、日本の産業政策全般に共通する点多々ある。

「当時の日本社会および日本農業の特質に規定されて農業者の自律的発展の希薄なところで官僚的指導が貫徹することを必然とし、農林官僚制度の指導行政（許認可、事前指導、裁量行政）、代位行政（農業者の代行行政）、直営事業（官営事業や農事指導）を強め、ますます官僚機構と官僚制度を肥大かつ強固なものとしていった。農業者をはじめ中小生産者・消費者の自律的発展を実現するための産業組合は産業組合事務官・産業組合主任官ら中級・中堅官僚や地方公吏によってその存在意義を高めていくが、産業組合の意に反してこの官僚体制に強固に組み込まれ、はてはその存在自体が否定されるのである」。

農商務省から農林省と商工省が分離独立した背景には、二つの異なる政策論理をもつ役所が同じ屋根の下にいることの軋轢があった。それは日露戦争から1920年代にかけて、米作保護のため的高米価設定を求める地主側と、低米価を求める「非特権的中小ブルジョワジー」との利害対立があった。結果として、農会側の農務省独立運動が展開され、地主系議員の運動とも相俟って農林省が独立し、商工省が誕生し、その独自の政策論理を展開することとなる。これは農林官僚のポストをめぐる「出生レース」の動向でも、農商務省の1910年代以降は商工系が有利となり、農林系が後退していた内部の問題もあったようである。

商工省独立後の政策論理については、「憲政会が合理的な大企業の育成を指向するのに対し、政友会は中小企業や地方産業をも含めた各種産業の保護をめざしていた」という見解を紹介するとどまり、詳細な検討はされていない。では、商工省設立後の人事はどうであったのか。これは政党との関係を問うことでもある。この点について、根岸は「次官のような頂点人事を別にすると、農商務省・商工省の商工（系）高等官一般について、政党の介入を過大に評価することは難しい」と結論づける。次官が高等文官試験の生え抜きの独占的ポストとなるのは、1920年代になってからであった。これを官僚自立性の一つのメルクマールとみなされるが、他方で官僚と政党との関係は次官などを除きそう大きなものではなかったと指摘されている。

商工省の組織に関しては、内局はそれ以前の商務・工務・鉱山の三局制度であり、通商・関税など貿易面での組織拡充の動きがあった。人材的には、吉野信次が名実ともに商工省発足後のリーダーであったとあってよい。吉野は周知のように、中小企業政策、とりわけ中小工業政策において大きな役割を果たした。反面、根岸は「吉野は大企業分野については関心を持ちつつもいま一つその影響力を発揮し得なかったと回想している。これは商工省成立前後については商工系官僚のコントロールがいまだ機能しえなかったことを示唆する」ととらえ、商工省の限界について

つぎのように整理する。

「1930年頃においても、商工系官僚と財界の関係は、大企業分野に関する政策については財界がリードし、中小工業分野については官僚がリードする構造があった……この当時、商工省の権限はなお小さく、カルテル活動への介入はもちろん、カルテルの契約内容すら掌握していなかったとされる。同省のカルテルへの介入が強化され、臨時産業合理局官僚の革新性が形成されるのは昭和恐慌期の31年に成立した重要産業統制法の適用過程であった。……総力戦についての知識を紹介した官僚たちも、30年代以前においては自由主義的な志向にそまっていたし、商工省は大企業部門に本格的に介入することは少なかった」。

つまり、根岸は「彼らが（＝商工官僚—引用者注）が独自性を発揮し得たのは財界の関心が比較的乏しい中小工業分野にあり、商工省という基盤を得た彼らは、まずはそこに『自律』と『省益』の拠り所を見出した」と指摘する。

#### 4. 鉄道官僚と内務官僚

わが国戦前の交通の中心を為すのは鉄道であり、その所管は鉄道省であった。この官僚組織の特徴は多数の技術官僚を抱えていたことであった。鉄道官僚の事務エリート層は、30歳代後半から40歳代始めにかけて地方鉄道局長を経験して本省のトップとなっていた。他方、技術系官僚は昇進が遅く、このため待遇改善運動が展開した。

鉄道省が設立されるのは1920年であるが、これは政友会の運動による。このあと、「鉄道政策およびトップ人事が大きく転換した。広軌改築論者や鉄道新築に反対する改築論者はバツサリやられた。……政友会と後期鉄道会議、とくに石丸重美は地方ローカル線を重視した。鉄道院から鉄道省への昇格により組織利益が確保されたが、他方でそれは地方交通線を抱え込み、戦後における鉄道赤字要因を作り出した」。こうした鉄道省は、多くの路線により現業職員も多く、「数万人から数十万人になる現業労働者の管理は、いわゆる『経営家族主義』によった」。ここでは鉄道建設をめぐる地方政治化、政党、鉄道省官僚との関係については取り上げられていないのは残念ではある。

内務官僚については、内務省そのものの所管の広域性とその政治性については従来からわが国の官僚体制の重要なテーマであった。ここではとくに社会局が分析対象となっている。内務省社会局は、戦間期の社会問題の深刻化と社会運動の高揚に対処して設置され、やがて農商務省の労働行政をも包括し、外局へと昇格していった。内務省全体の人員配置は「政治動向と深くかかわってめまぐるしく変動して」おり、社会局も「他の局長クラスと同一程度の異動状況」であった。灘尾弘吉が社会局の幹部であった時代については、「社会局はつぎのような二つの指向性が顕著であったようである。第一は、政党に一定の距離をおくという構えであり、第二は、攻撃的に立法

化を推進するという路線であった」と大日方は指摘する。

社会局の目指す社会政策については、内部においても英国やドイツのような「総合的救貧法」か、あるいはフランスのような「分化的立法」を目指すべきであるのかをめぐってさまざまな議論があったようである。昭和3[1928]年3月末ころから、「総合主義路線へと転換がなされ、夏ごろから救貧法の立法化作業が本格化したとみられている」。この背景には、日本社会においても「『伝統的な隣保相扶主義』と、『市町村の任意救助主義』では、もはや事態に対処することはできない」状況があり、救護法案が衆議院に提出され、貴族院でも可決成立する。とはいえ、世界恐慌のあおりを受けた緊縮財政により、その施行は棚上げされる事態となった。

大日方は当時の社会局事務官山崎巖の論稿などから、社会局における救貧法の立案作業の状況を紹介する。その特徴を①思想としてはフランスの社会連帯説に依拠しつつも、制度としては英国・ドイツのやり方を参照し、精神的には日本の美風に留意しようとしたこと、②惰民養成の防止と財政的観点から、被救護者の資格条件に制限を設けたこと、③救護機関としては、実状をよく知りうる市町村としたこと。この後、社会局は戦時体制下での社会事業行政に取り組むことになる。灘尾弘吉は社会事業法の成立に向けて大きな役割を果たす。同法の目的は銃後国民生活の実をはかるために軍事援護事業の拡充・強化、社会事業団体への指導監督などにあった。

大日方は内務官僚、とりわけ、1920年代の社会問題の深刻化に取り組み、わが国社会政策の確立を目指した社会局の内務官僚の主要人物に焦点をあてつつ、内務官僚の政策論理についてつぎのように総括する。

「日本型救貧システムは、家族依存型・地域依存型となり、しかも限定的・制限的なものとなった。たしかに、日本の歴史上、はじめて救貧を行政側の義務としたことの意味はきわめて大きい。しかし、義務に対応すべき国民の権利は一顧だにされなかった。・・・時代は準戦時体制から戦時体制へと移行し、社会事業理論を再編成しようとする動きも起こる。社会連帯の思想は過去のものとなり、『人的資源』の思想を前面にすえる潮流が台頭してくる。・・・総体として社会事業は戦時厚生事業へと急展開をとげていく、その際、かねて刻印されていた『恩寵』的性質と、家族主義の精神を高唱することによって、社会事業は自らの存在意義を主張していくのである」。

## 5. 国際金融政策と財務官僚

いまでこそ、国際金融などで財務官という職務は知られるようになったが、従来においてこの職務はそう知られてはいなかったといつてよい。財務官とは「国際金融行政面で大蔵大臣を補佐する大蔵官僚で、国際金融政策における官僚側総元締めである」。この職は第二世界大戦前の海外駐劄財務官に由来し、海外事務所に常駐していた。この海外駐劄財務官の前進は帝国日本政府特

派財務委員であり、日露戦争以後の外債の本格的導入期に、海外（英国またはフランス）にあって日本政府の外債発行を専門的、恒常的に行う職制として形成されたとされる。この職の経験者は、のちの大蔵大臣の高橋是清、若槻礼次郎、森賢吾、津島寿一などである。いずれも財務、国際金融の知識を深く持ち、語学に堪能であることが求められる極めて専門性の高い職位であった。

こうした誕生した財務官制度もまた、国内の行政制度改革や経済政策の影響を受けつつ、変容していく。拡大期ということであれば、寺内内閣の勝田蔵相時代に財務官制度は従来の英国とフランスのほかに、米国、ロシア、中国にも財務官が配置された。また、縮小期ということであれば、大正末から昭和にかけての行財政整理の一環として米国駐在財務官が廃止されている。斎藤は幾人かの俊英といわれた歴代財務官の経歴や仕事について紹介している。

このうち、森賢吾財務官について、斎藤は「森の海外での功績は、国内では理解されなかった。……森という国際金融官僚は国内官僚ほどの評価を国内で受けず、森は長期にわたって一等官として多大の労苦を重ねても、大蔵次官や大蔵大臣になれなかった。……森は官界からではなく財界からの推薦によって勅撰議員になれたのである。……内地で働いていた後輩が勲一等をもらっているのに対して、森は34年に死去するまで勲一等をもらえなかった。こうしたことから森は悲劇の財務官と呼ばれるのである」と紹介する。このことは戦前における日本の国際金融に対する考え方と金融・税制政策の重点の在り処を示唆している。一般に財務官は外債発行だけでなく、「第一次大戦以降、1930年代初めにかけて、国際的に重要な問題、とくに財政経済などの問題については国際会議によって処理しようという風潮が強くなり」、こうした国際会議への出席と国益の主張もその大きな仕事となっていった。このような国際会議でも森は大きな評価を世界的に受けていた。

津島寿一の場合、短期間の本省勤務のあとロンドン駐在の森財務官の下で研鑽を積み、やがて財務官（39歳で就任）となる。この人事について、「津島が財務官になることを躊躇し、財務官就任にあたっては待遇の引き下げまで願ひ出たことにみられるように、大蔵省内の人事では、大正から昭和の政党政治の時代にも、入省時の成績と能力と年次が基本となり、年次の上の人が抜けていかなければポストに就けないルールができていた。だが第二次大戦前において専門官僚を必要とする国際金融政策の分野においては、高橋是清という実力者の存在もあり、1911年から33年ころまでは、適材適所、能力主義の抜擢人事が実施されていたのである。国際的に通用する専門官僚が求められた財務官の簡抜においては政党の関与する余地はほとんどなかった」という指摘は、現在の財務省内での人事制度のあり方と相次いだ経済政策の失政の在り処を知る上でも興味ある。

津島は周知のように日本の金解禁準備のために海外にあって奔走した財務官であったが、同時に日本国内の政策動向によっても翻弄されてもいた。斎藤は「財務官の活動は社会によって規定されており、財務官の力には限界があった」と指摘するのは当然ではある。津島は財務官退任後

に理財局長となった。以降、財務官への抜擢人事は中断された。と同時に、日本は日中戦争の泥沼に足をとらえ、国際的にも孤立していくなかで、財務官の役割もまた限定的となっていったのも事実であった。

## 6. 植民地政策と経済官僚

本書では朝鮮総督府と台湾の経済官僚などが分析対象となっている。朝鮮での三・一独立運動以降の治安重視の姿勢から、経済的な安定が大きな政策目標となり、朝鮮での産業発展が必要とされ、さまざまな取り組みが試行された。朝鮮総督府の人事に関しては、日本の内閣交替に対応して、総督や政務総監の交替が行われてきた。総督府内の局長・課長は「いうまでもなく高文試験合格者であり、また、東大法科卒という点でも、一部の例外を除いて共通していた」。経済政策に関連する殖産局でも、本国からのこうした招聘組が多かったようである。こうした日本側官僚が取り組んだのは、「日本本土との同質化をはかるための諸施策を行うこと……そして完全な自治・独立を認めないものの、地方自治は認めるという方針」にそって経済政策を立案、実施することであった。

朝鮮総督府の人事異動については、木村は「きわめて中央政界の動きと連動しているということが出来る。ちょうど1920年代は、政友会と憲政会・民政党のあいだで政権の変動が激しく、それに対応して、総督・政務総監から部局の課長クラスにいたるまで激しく交替し、多くの新任者を日本本国から招聘したり、あるいはまた朝鮮の地方へと押しやったりをくりかえしていく。……こうした招聘者は「十分な『加俸』やその後の『引き立ての約束』でもなければ、あえて志願するようなポストとはほとんどの高等官は考えていなかった」と指摘する。とはいえ、1920年代後半以降は、総督府生え抜きや残留組が実務レベルで力を持ち、独自の政策や朝鮮事業を勘案した政策を立案し始める。とはいえ、日本側の政策論理と一致する範囲において政策が実行されたことはいうまでもない。その一方で、「巨額の財政資金を散布する水利事業など、大小の利益誘導とそれにまつわる経済界との癒着はけっして少なくなかった。また、財務関連部署にいた官吏の、半官的企業への天下りも頻繁であり、基本的に当時の高等官にとって植民地朝鮮は、到富源泉ないしキャリア蓄積の場として位置づけられていたのである」とも木村は指摘する。いずれにせよ、本書では、個別の具体的事例が少ないだけにこうした指摘の一般性をどこまで評価できるのかという疑問は残る。

他方、台湾における官僚人事と経済官僚については、波形は「植民地台湾における官僚は、日本内地の中央官庁や地方官庁の官僚とは本質的にその位置づけが異なる。植民地は帝国議会もなく地方議会もなく、したがって直接的には政党とか議員とかが存在しない特殊世界であり、そこでのすべてが官僚によって取り仕切られている世界である」と指摘する。つまり、「植民地は『官



僚政治』という統治形態しか選択肢のない世界であった」。

もちろん、日本国内もまた政党政治がある程度の力を持ち始めるまで、官僚政治の世界があり、本国と植民地との間に軋轢はなかったとも言いえる。しかし、大正期には国内でも政党政治が誕生し始め、「本国内地と植民地台湾との間に政治システム上の不整合が生じ、両者の関係は不安定化するにいたった」と問題提起される。これに対応して、台湾には「漸進的『内地延長主義』を掲げて文官総督制と地方自治制の導入、さらには三・一法の諸弥縫策」が導入されたと波形はみる。

台湾の全官吏のうち7割は日本人であり、高等官ではほとんどが日本人であった。日本から送られた高等官の履歴は、学歴的には圧倒的に東大が多かった。他方、私大出身者についてみれば、「専門職というよりも一般職の傾向が強く、また、中学校卒業者は一般職のほか警察畑の傾向が強かったようだ。人事異動については、「交替が留任を大きく上回っているのは総督官房と警務局」であり、異動が少なかったのは内務局、財務局、交通局、殖産局であった。これは専門性の高さを反映していたともいえよう。経済官僚についてみれば、「財務局には、政党内閣期に限ってのことだが、課長から局長への昇進コースがあった」。とはいえ、波形は課長職などについては現場をよく知る生え抜き組が重要な位置を占めたことを指摘する。

台湾での経済官僚の政策理念については、財務局で注目されるのは実質上、「台湾の方が内地に先行していた」公設質舗の設置奨励であり、殖産局では「農業基本調査の開始と農業倉庫の普及事業」であったとされる。とはいえ、台湾経済の発展と台湾経済官僚との関係について、波形はつぎのような評価を下す。

「台湾経済工業化の必要が総督府の枢要な地位にある経済官僚によって叫ばれながらも、その実現が政党内閣期から終焉した30年代後半をまたねばならなかったのはなぜか。……多分に政友・民政の政争が影響した……台湾工業化には動力問題の解決が最優先課題だとする殖産局官僚、とりわけ生え抜き組中堅官僚の政策理念が、総督・総務長官・局長人事の政争化の渦中で生かされなかったこと、これが最大の要因であった。……最大の要因は政党内閣期における『官僚の政党化』にあったといわざるをえない」。

## 7. 政策研究と官僚制度

従来の政策研究は、どちらかといえば結果としての政策の研究であったといえる。とはいえ、政策研究はその過程の分析を抜いては全体像の解明にはならない。政策過程の研究は、だれがその政策構想を担ったのかという手順を必要とする。ここに官僚制度、すなわち、どのようにして官僚が選ばれ育成されるのかという点の分析を必要とする。本書の意義もこうした点に存する。

ここでは、大蔵官僚、農務官僚、商工官僚、内務官僚、鉄道官僚、植民地官僚が分析対象とな

る。しかしながら、こうしたそれぞれの政策分野における官僚が分析されるが、本書のタイトルとなっている「近代日本の経済官僚」という視点からの総括的な議論が展開されていないことは本書の意義をかなり減じている。最終章を設けて、そこで各章で明らかになった事実や論点についての再度の検討が必要ではなかったか。たとえば、つぎのような点である。

- ①政党の政策構想と官僚側の政策構想との対立・調整と現実の政策実施との関係。
- ②原内閣から犬養内閣までのいわゆる政党内閣制の下での官僚制の変容あるいは人事構成と政策構想との関連。
- ③政党内閣の下での「官僚の政党化」、「官僚の代議士化」と政策との関係。
- ④戦前における官僚制度と戦後におけるそれとの関係。

これは戦前の大正後期から昭和初期、あるいは準戦時期における日本の官僚制度を扱った本書であるが、同時に省庁再編成が行われつつも、自ら変革しえない官僚制度の強靱さの根源が一体何であるのかというきわめて今日的課題を探る上でも上記の課題をいま一度各章の各論を越えてとらえ、総括すべき問題であったようにも思える。この意味では、次著における更なる議論の展開を期待したい。